

## 総務環境委員会記録

1 日 時 令和7年9月22日（月曜日）

開 会 午前10時00分  
休 憩 午前10時13分  
再 開 午前10時33分  
休 憩 午後 0時07分  
再 開 午後 1時58分  
閉 会 午後 2時08分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金谷幸則  
副委員長 村石篤  
委 員 舎川智也  
" 尾上一彦  
" 松井桂将  
" 村上和久  
" 金厚有豊  
" 高田重信  
" 赤星ゆかり  
" 柚山数男

4 欠席委員 0人

## 5 説明のために出席した者

### 【選挙管理委員会事務局】

事務局長	森 俊彦
参事（事務局次長）	桜井 光王

### 【企画管理部】

部長	清水 裕樹
法務統括監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	高橋 洋
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	森川 知俊
情報企画監	小倉 康男
参事（企画調整課長）	山口 雅之
参事（秘書課長）	青山 哲也
行政経営課長	東福 光晴
文書法務課長	柳瀬 貴嗣
職員課長	山口 敬
広報課長	中田 至彦
情報システム課長	中川 哲也
文化国際課長	水原 秀樹
スマートシティ推進課長	堀 友彰
ガラス美術館次長	石黒 隆司
富山外国語専門学校事務長	開田 直人
富山ガラス造形研究所事務長	千石 将史
公文書館長	木下 満
職員研修所長	寺島 優子
婦中ふれあい館長	原城 祿充
企画調整課主幹（調整担当）	有馬 俊輔

### 【環境部】

部長	山森 豊
部次長	坂口 輝之
部次長（廃棄物・ごみ減量推進担当）	三邊 泰弘
環境センター所長	高土 春樹
環境政策課長	仙石 正明
環境保全課長	東 覚
廃棄物対策課長	長森 貴弘
環境センター管理課長	宮城 雅之
環境センター業務課長	石黒 智司
環境政策課主幹（調整担当）	高島 渉

### 【財務部】

部長	刑部 博規
部次長	中田 祐一
部次長（税務担当）	秋 俊浩
参事（工事検査課長）	高田 秀昭
参事（納税課長）	丸本 昌
財政課長	越村 真
管財課長	高道 伸治
契約課長	中田 幸宏
市民税課長	大島 聰
資産税課長	谷島 洋
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	山本 哲弘

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	江部 なな恵
議事調査課主任	北森 俊成

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和7年9月定例会の総務環境委員会を開会いたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、村上委員、金厚委員を指名いたします。

各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけにお願いいたします。

また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、総務環境委員会選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を行います。

議案第117号 富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第118号 富山市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

以上2件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会 〔挨拶〕  
事務局長

選挙管理委員会 〔議案説明資料により説明〕  
事務局次長

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

村石委員 今ほどの提案では、ポスターとビラ……

金厚委員 副委員長が質問していいのですか。  
慣例的に副委員長が質問することはなかなかないと

思いますが。

もし委員長が欠席した場合は、副委員長が代理で委員長を担う必要がありますし。

事務局 副委員長が質問できないというルールはありません。

金厚委員 私はルールのことを言っているのではありません。副委員長は質問しないということが慣習的にずっと続いているでしょう。

事務局 例えば、副委員長とほかの委員の質問のタイミングが同じだったときは、ほかの委員が最初に質問してから副委員長が質問するということはあると思いますが、現在は副委員長も質問しておられます。ほかの常任委員会においても同じです。

金厚委員 委員長は質問ができるのですか。

事務局 委員長につきましては、委員長席にいるときは質問ができませんけれども、副委員長と席を交代し、委員席に着けば質問ができます。

舎川委員 それでは、私が先に質問させていただきたいと思います。  
議案説明資料1ページ(2)にア、当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合と、イ、500を超える場合がありますが、富山市はどちらに該当するのでしょうか。

選挙管理委員会 富山市の場合は、現行の数が528となっており、事務局次長 500を超えておりますので、イに該当します。

舎川委員 公職選挙法施行令が改正され、ポスター、ビラ以外にも、選挙運動用自動車の使用などに係る公費負担の限度額が引き上げられたと思っておりますが、条例を改正する必要はないのでしょうか。

選挙管理委員会事務局次長 令和7年7月の参議院議員選挙の前に公職選挙法施行令が改正され、確認したところ、ポスター、ビラ等の作成単価の改正があったため、この改正に併せて条例の改正を行うものです。

先ほど御質問がありました、選挙運動用自動車の使用の公営については、今回の公職選挙法施行令の改正に伴って、市の条例を改正する必要はありませんでした。

舎川委員 すみません、勘違いしていました。選挙運動用自動車に関しては公職選挙法施行令の改正がなかったということですね。私は改正があったと思い、質問しました。

選挙管理委員会事務局次長 選挙運動用自動車に関して公職選挙法施行令の改正はありましたが、富山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の公営に関する条例に規定している金額が変わるような改正がなかったということです。

村石委員 今回の条例改正は、ポスターとビラの作成単価の限度額を引き上げるものですが、限度額を引き上げれば費用も増加します。選挙費は基準財政需要額に含まれているのか伺います。

選挙管理委員会事務局次長 財政当局に確認したところ、普通交付税の算定においては、人事管理費や財政管理等費など一般的に必要とされる行政事務に係る所要額を包括算定経費として基準財政需要額に計上されており、選挙費についても、選挙管理委員会等費として全国一律のルールに基づき、選挙の実施の有無にかかわらず、毎年度、包括算定経費の中に計上されているということでした。したがって、選挙費は基準財政需要額に含まれております。

村石委員 普通交付税措置が行われているということですけれども、金額については選挙費だけではなく、行政事務に係る費用も加えた包括的な金額になっていると

いう理解でよろしいでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 包括算定経費ですので、議会費や総務費など、行政に係る経費の中に選挙費も入っており、トータルで算定されています。

村石委員 今回の条例改正による選挙費の増加分や、選挙管理委員会事務局の実情も含めて、財政当局に必要な予算を要求すべきと考えますが、見解を伺います。

選挙管理委員会事務局長 来年度は市長、市議会議員の選挙がありませんので次回の選挙のときには必要な予算を要求していくことになると思います。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第117号、議案第118号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第117号、議案第118号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、選挙管理委員会事務局所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

金厚委員 最近、投票所が少なくなっています。

投票所の数を減らす前と後を比較すると、投票率が大分違うと思うのだけれども、データを取ったことはありますか。

選挙管理委員会事務局次長 選挙ごとに全体の投票率は算出しておりますが、投票所ごとに過去の投票率と直近の投票率を比較したことがあるのかということで言えば、そのようなデータは、今のところ取っていません。

金厚委員 例えば山田地域は、何か所かあった投票所が今では1か所か2か所になっています。そうすると、お年寄りが投票に行けないという状況が中山間地域で見られます。全体の投票数から見れば大したことはない数なのだけれども、選挙権行使するために必要な投票所を少なくするというのはいかがなものかという思いもあるのです。  
確かに効率化という観点からは仕方がないことだと思うのだけれども、投票所を少なくするのではなく、例えば投票時間をもう少し繰り上げるなどすれば効率化が図れると思います。  
今、投票率を上げるためにいろいろな取組を一生懸命行っているのだから、投票所を少なくすることで投票率が下がるようならば、投票時間の繰上げなどに取り組んだほうがいいのではないかと思って、投票所ごとの投票率の推移を聞いたかったのです。  
もう一度お聞きしますが、投票所ごとの投票率のデータは取っていないということですね。

選挙管理委員会事務局次長 投票所ごとの投票率の推移等については、記録を取っておりません。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前10時13分 休憩

~~~~~

午前10時33分 再開

- 委員長 総務環境委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。  
議案第115号 富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第116号 富山市職員の育児休業等に関する条例及び富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第124号 財産の無償貸付の件、  
議案第125号 富山市名誉市民の推挙に関し同意を求める件、  
以上4件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。
- 職員課長 〔議案第115号について、  
議案第116号について、  
議案概要書により説明〕
- 行政経営課長 〔議案第124号について、  
議案説明資料により説明〕
- 秘書課長 〔議案第125号について、  
議案説明資料により説明〕
- 委員長 これより、質疑に入ります。  
まず、議案概要書2ページから4ページの議案第115号、議案第116号について、質疑はありますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長 次に、議案説明資料4ページの財産の無償貸付について、質疑はありませんか。
- 舎川委員 オルタナティブスクールとして利活用することは非常にすばらしいと思っています。  
今後、人口減少とともに、様々な地域で使命を果たした小学校やほかの公的財産の利活用について、いろいろな声が出てくるかもしれません。

一時期、公的財産を売却して財政を担保、補完していく流れもありましたけれども、今回の事業のような公的財産の利活用は、それぞれの地域で非常に重要なになってくると思うのです。積極的に利活用を図っていってほしいと思うのですけれども、学校を含めた公的財産の利活用の方向性について、見解をお伺いいたします。

行政経営課長 委員御指摘のとおり、学校跡地は有効活用されるべき市民共有の重要な資産であると考えております。学校跡地については非常に重要な資産ではあるものの、大規模な施設であることや学校教育以外の場としても利用されているといった特殊性がございます。全ての学校跡地を行政財産として市の利用目的に合わせて活用していくことができればいいのですけれども、それもなかなか困難であるという事情がございます。

その上で、公共施設のマネジメントという観点からも、民間事業者と連携して資産活用を行っていくことは有効かつ重要であると考えております。

今回、富山市官民連携提案制度に基づいた民間事業者による提案の第1号となります。これを契機として、今後、水橋地区やその他の地区で閉校が決まっていく学校もありますので、そのような学校跡地も活用しながら進めていくことが重要だろうと思っております。

舎川委員 そのとおりだと思います。

先ほど言ったような財政を補完するために公的財産の売却に前向きな自治体もありますけれども、もし市民から公的財産を活用したいという声があれば、ぜひこの制度に基づき提案をしていただければと思います。

もう1点伺います。今回の無償貸付けの期間が令和7年10月から令和13年3月までということですが、もし、貸付けの相手方がそれ以降も使いたいと希望されれば、当然、相談に乗るということでよろしいですか。

行政経営課長 今回、とやまハッピースクールからの事業提案を市として審査したところです。とやまハッピースクール側の事業計画や収支計画を見ますと、教員を確保しながら児童・生徒を募集し、スクールを運営していくことは、事業性や収益性の観点からも容易なことではないと考えております。事業が軌道に乗るまでは一定程度の期間が必要になることも想定いたしました。

市としては、学校跡地を利活用していくリーディングケースになることから無償貸付けとしたいと考えているのですけれども、一方で、この事業者が、採算性の悪化により万が一、撤退していく場合のリスクも想定しておく必要があろうかと思います。

こうしたことを総合的に考慮しますと、貸付け期間を比較的短期間に設定して、事業者の運営状況や継続性について、継続的なモニタリングをしっかり行った上で、契約更新の可否をその都度、判断していくことが適切であると思っておりまして、まずは貸付け期間を5年間とさせていただきました。無条件に更新するのではなく、継続するのかどうか、その都度判断してまいりたいと考えております。

舎川委員 分かりました。子どもたちの教育を補完するという事業性もありますので、その点をよく考慮し、区切りごとに確認していただければと思います。

もう1点確認させてください。所有権は当然富山市のまま無償貸付けすると思うのですけれども、例えば空調設備や上下水道設備などに不備があったときには、事業者の責任で修繕してもらうということでおろしいですか。

行政経営課長 今回の提案に基づく事業を運営される際には建築基準法や消防法などが適用され、施設を改修する必要性が生じることが想定されます。また、事業運営上必要な改修や、貸付け期間中に維持、保全に要する経費が発生した場合は全て事業者の負担となります。市に新たな財政負担は発生しないことを前提に事業を運営していただくことを約束しております。

松井委員 そもそも旧桜尾小学校は築何年ですか。

行政経営課長 築17年でございます。

松井委員 建築基準法に定められた耐震基準などは、クリアしているということでよろしいですか。

行政経営課長 施設の用途はもともと学校で、学校としての建築基準法上の新耐震基準を満たしておりますが、今回は民間事業者によるオルタナティブスクールとして活用されるということで、用途は事務所という扱いになります。建築基準法上さらに厳しい基準となることから、施設を改修する必要があります。

松井委員 旧桜尾小学校には体育館があると思いますが、この地区的避難所はどこが指定されていますか。

行政経営課長 避難所に関しましては、桜尾地区の隣の黒瀬谷地区にある黒瀬谷公民館が避難所として指定とされておりますので、そちらのほうで対応することとなります。

村石委員 議案説明資料4ページの（3）経緯の中で、富山市官民連携提案制度に基づいて一般財団法人とやまハッピースクールに無償貸付けすると記載がありますけれども、ほかにどのような提案があったのか、お聞かせください。

行政経営課長 今回の富山市官民連携提案制度に基づく募集では、事前相談を求めており、その際には3件の相談がございました。その中から正式に御提案があった事業者は、とやまハッピースクールのみでございます。残りの2件の提案内容につきましては、事業者の知的財産に該当することから、具体的な内容についてのお答えを差し控えさせていただきます。

村石委員 古志はるかぜ学園が来年4月に開校します。古志はるかぜ学園の募集予定児童・生徒数は約90人で、

小学生は各学年5人から10人程度、中学生は各学年15人程度を想定しており、少人数学級で一人一人に合った学びを提供することです。

また、古志はるかぜ学園は学校教育施設で授業料などが無料です。

このような不登校特例校が開校する一方で、オルタナティブスクールとして利活用してもらうということですけれども、不登校特例校とオルタナティブスクールの違いについて、どのように整理すればよろしいでしょうか。

行政経営課長 今回提案されておりますオルタナティブスクールと古志はるかぜ学園では、設置根拠が大きく異なります。

オルタナティブスクールは、現時点で学校教育法に基づく文部科学省の認可を受けた学校ではございません。いわゆるフリースクールやインターナショナルスクールと同様に、法的には義務教育の修了が認められないものであります。

このため、児童・生徒に対して卒業資格が認められないことになりますし、卒業資格を得るために市教育委員会が指定する就学指定校に在籍し、文部科学省が示す出席扱いの要件を満たす必要があります。

オルタナティブスクールは、その活動が児童・生徒の自立を助ける上で有効かつ適切であると在籍校の校長が判断した場合に出席扱いとすることができます。最終的に在籍校での卒業を認めることができます。

一方、古志はるかぜ学園は、文部科学大臣が学校指定した義務教育校、小中一貫校として一般の小・中学校と同じく義務教育の修了とともに卒業を認めることになります。

村石委員 オルタナティブスクールを利用する場合は有償で、決して安い金額ではないと想定しているのですけれども、授業料等の費用についてはどのような提案がされているのか、お聞かせください。

- 行政経営課長** 今回のとやまハッピースクールの提案の概要としては、まず1つに、子どもが主体的に学びを進める実践体験を重視した学習に力を入れること、2つに、児童・生徒一人一人の学習スタイルや興味に合わせたカリキュラムを提供していくこと、3つに、地元の農家での農業体験や企業訪問、職業体験などを通じて地域の団体や個人と連携を図ること、4つに、周辺の自然環境を活用したフィールドワークを実施し、地域特性を生かした学びを提供することなどが提案されております。
- このようなスクールを運営していくに当たりまして、当然入学金や毎月の授業料が発生しますが、それだけではなく、広告の協賛や寄附金といった形で企業からの資金を確保し、安定的、継続的な運営を目指していくといった提案がされております。
- また、現在、八尾地域で稼働しているスクールからは、市外から通う児童や家族で県外から移り住んで通う児童もいらっしゃると伺っております。児童・生徒の募集に当たっては、不登校児童・生徒のみならず、スクールの教育プログラムに共感し、賛同する保護者にも広く呼びかけて、児童・生徒を獲得していくと伺っております。
- 村石委員** 例えば、小学生なら入学金が幾ら、月々の授業料が幾らというものは示されていないのでしょうか。
- 行政経営課長** 提案の段階で事業の収支計画が出されておりまして、収支計画全体における収支予算は把握しております。しかしながら、児童・生徒1人当たりの具体的な入学金や授業料については、とやまハッピースクール側がこれから児童・生徒を広く募集していくときに示されると伺っておりますので、現時点において詳細はまだ把握しておりません。
- 委員長** 次に、議案説明資料5ページから7ページの富山市名誉市民の推挙について、質疑はありませんか。
- 村石委員** 名誉市民を選ぶときは、過去にどのような方が名誉

市民に選ばれたのかを知っておく必要があると思います。議案説明資料の6ページから7ページの（5）富山市名誉市民一覧には、ノーベル化学賞を受賞された田中 耕一さん、ノーベル物理学賞を受賞された梶田 隆章さん、ノーベル生理学・医学賞を受賞された本庶 佑さんなど、歴代の名誉市民の功績が記載されており、これはしっかり見ておく必要があると思います。

そのようなことから考えると、森前市長は本当にいろいろな評価を得ています。例えば、2012年6月にOECDが取りまとめたコンパクトシティ政策報告書の中で、富山市が先進5都市に選ばれています。メルボルン、バンクーバー、パリ、ポートランドと富山市であります。

また、富山市は2014年12月に、自然災害や犯罪、テロなど、各都市が直面する様々な衝撃や課題に対し、その重圧に耐え、回復する強靭な都市を目指すロックフェラー財団の「100のレジリエント・シティ」に日本で唯一選ばれています。

そのほかにも、2016年には富山市でレジリエント・シティサミットが行われています。

このように、森前市長の功績が国際的にも評価されていることを富山市名誉市民推薦委員会でデータとしてお出しするべきだったと思うのですが、見解を伺います。

秘書課長

今ほど委員から御指摘がありましたとおり、森前市長に対しての評価は事実であると思っております。議案説明資料にありますとおり、本市ではこれまでノーベル賞の受賞者を含め15名の方を名誉市民に推戴させていただいておりますけれども、そういう方々の功績には、例えば教育や文化の発展、地元産業の振興、国政への寄与、地方自治の進展、交通インフラの整備等、様々なものがあります。森前市長におかれましては、日本のとても大きな課題である本格的な人口減少、超高齢化社会を迎える中で、市町村合併の推進やコンパクトシティ政策をはじめとする様々な先進的な施策に取り組み、総合

力の高い持続可能なまちづくりを推進されました。このことを通して本市の発展に多大な功績を残されたという点を推戴の理由とさせていただきました。また、こうした本市の取組が、同じような課題を持つ諸外国や課題の解決に取り組んでいる国際機関等からも評価されたと思っておりますので、今後はその点にも触れながら、森前市長の功績を伝えていきたいと考えております。

村石委員 大切なのは、どのような功績があつて名誉市民に選ばれたのかを富山市民に説明し、理解していただくことだと思います。富山市に大きく貢献されたから名誉市民にふさわしいと富山市民に納得していただけるような周知が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

秘書課長 本市が国際的な評価を受けてきたことにつきましては、例えば、数々の評価を受けた認定証等を市役所本庁舎1階のロビーに掲示するなど、今回の富山市名誉市民の推戴を検討する以前から、あらゆる機会を通じて市民の皆様にお伝えしてきました。このことから森前市長が在任していた時代の評価につきましては、市民の皆様にも理解していただけるように努力はしてきたと認識しております。今回、森氏を富山市名誉市民として推挙することについて議会の同意をいただければ、名誉市民に推戴させていただくことになるのですけれども、これを機に、富山市に対する海外からの評価なども含めて、市民の皆様にPRしていきたいと考えております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第115号、議案第116号、議案第124号、議案第125号、以上4件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第115号、議案第116号、議案第124号、議案第125号、以上4件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決・同意されました。  
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、当委員会に付託されました、  
令和7年分陳情第27号 公共施設内での労組加入、  
政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める  
陳情  
を議題といたします。  
陳情文書表は、お手元に配付のとおりであります。  
まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局 〔陳情文を朗読〕

委員長 次に、本陳情について当局の見解を求めます。

職員課長 陳情に対する当局の見解を述べます。  
陳情項目1について、労働組合（職員団体）への加入、継続は任意であることから、それに伴う負担感や心理的圧力が生じていると考える必要はないとの認識しております。また、そのような相談や苦情も寄せられていないことから、現時点において職員を対象とした調査、確認を行う必要はないものと考えております。  
陳情項目2について、本市においては、議員が庁舎内で政党機関紙等の購読の勧誘を行うなどの行為は、富山市庁舎管理規則において許可を要する行為とされておりますが、近年では、当該行為に係る申請を受け付けたことも許可したことありません。また、

万が一、庁舎内外にかかわらず、心理的圧力を伴う勧誘があるとすれば、当局として遺憾であり、組織的に対応してまいります。

一方、現時点では、職員から当該行為を受けた、心理的圧を感じたといった相談も寄せられていないことから、調査、確認を行う必要はないものと考えております。

陳情項目3について、現時点において、労働組合（職員団体）への加入、継続や政党機関紙の購読勧誘等に関して、そのような事実も、それによって心理的圧力などを感じている職員も確認されておりません。

今後、そのような事案を把握した場合には、ハラスメントとして事実確認を行い、適切に対応したいと考えております。

委員長 それでは、本陳情についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

村上委員 御説明はよく分かりましたが、政党機関紙の購読勧誘ではなくて政党に加入してくださいというようなことを言われた、あるいは文書が来たということは確認されていませんか。

職員課長 陳情が提出されたことを受けて、庁舎内で政党機関紙等の購読の勧誘を行うなどの富山市庁舎管理規則において許可を要する行為が行われていないかなどを確認したまでございます。

村上委員 政党の党員になってくださいというような勧誘があれば、陳情項目にあるようなことを調査し、あるいは、そのようなことがないように対応していくものだと理解いたしました。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和7年分陳情第27号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、令和7年分陳情第27号を挙手により採決いたします。  
本陳情は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長 挙手なしであります。  
よって、本陳情は不採択とすることに決定をいたしました。  
以上で、当委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。  
次に、企画管理部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会企画管理部所管分を終了いたします。  
企画管理部の皆さんお退室願います。  
この後、環境部所管分に入ります。  
説明員を交代しますので、しばらくお待ちください。

〔企画管理部退室／環境部入室〕

委員長 これより、総務環境委員会環境部所管分の議案の審査を行います。

議案第120号 委託契約締結の件（富山市婦負斎場火葬炉設計・設置業務委託）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

環境部長 〔挨拶〕

環境保全課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

松井委員 火葬炉について、現在の基数と新たに整備する基数を教えてください。

環境保全課長 現在の婦負斎場に火葬炉は4基ございます。  
また、新しい婦負斎場の火葬炉については、4基あったものを3基にする予定であります。さらに、現在の婦負斎場は告別・収骨室が1つですけれども、それを2つに増やすことで同時に受け入れができるようになります。効率化が図られます。  
なお、富山市の火葬件数につきましては、現在、年間5,900件ぐらいで、そのうち婦負斎場における火葬件数は年間約500件となっております。

松井委員 今後、人口は減っていきますが、火葬件数は増えるのではないかと考えます。火葬炉を4基から3基に減らすことですが、受入れについてはどのように考えていますか。

環境保全課長 富山市全体の火葬件数の今後の推移ですけれども、令和20年から令和30年ぐらいにかけて少しずつ増えていき、ピークを迎えた後は少しずつ減っていくと想定しております。  
さらに、旧上婦負地区につきましては、ほかの地区に比べて若い世代の人口が多いものですから、火葬炉の基数は減らしましたけれども、告別・収骨室を2つにすることによって賄えるのではないかと思っ

ております。

村石委員 今回の契約の相手方は宮本工業所です。確認ですけれども、宮本工業所は、富山市斎場を設計、設置した業者と同じかどうか、お答えください。

環境保全課長 富山市斎場につきましては、PFI方式により再整備を実施し、宮本工業所は富山市斎場の火葬炉を設計、設置しました。したがって、富山市斎場については違う業者ですが、富山市斎場の火葬炉については同じ業者です。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第120号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第120号を採決いたします。  
本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、  
牛岳温泉植物工場の廃止について、  
当局の報告を求めます。

環境政策課長 [委員会資料により説明]

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありますか。

村上委員 (2) えごまの葉栽培実績はほぼ販売実績だと思うのですが、そのように考えていいですか。

環境政策課長 富山市から委託業者に販売するのですが、最初の頃は実際に販売できないものもあり、その分が販売実績とちょっとずれていることはありましたが、今は販売実績と生産量は同じとなっています。

村上委員 年度ごとの栽培実績を教えてください。

環境政策課長 具体的な数字を申し上げますと、平成26年度が84万枚、平成27年度が195万枚、平成28年度が274万枚、平成29年度が257万枚、平成30年度が38万枚、令和元年度が38万6,000枚、令和2年度が53万4,000枚、令和3年度が58万5,000枚、令和4年度が54万3,000枚、令和5年度が40万枚、令和6年度が36万7,000枚となっております。

年度ごとに四捨五入してありますので、(2) えごまの葉栽培実績に記載のある1,128万枚とは合わないかもしれません。

村上委員 細かい数字はいいのですけれども、平成27年度、平成28年度、平成29年度は190万枚、270万枚、250万枚と大変多かったけれども、近年は30万枚とか40万枚であると。エゴマは7月から10月が収穫期と聞いていますけれども、工場では年中収穫ができるのですか。それとも、露地栽培と一緒に収穫期は決まっているのですか。

環境政策課長 植物工場での栽培方法としましては、植物用のLEDや空調を使用し、室温等をずっと一定に保ち、土を使わずに養液で栽培する水耕栽培を行っております。一年中同じペースで栽培でき、2か月ぐらいのスパンで収穫しますので、年6回ぐらいは収穫のタイミングがあると考えていただければと思います。

村上委員 そうすると、平成30年度からは生産調整し、生産量を減らしてきたということですか。

環境政策課長 ちょっと細かい話をいたしますと、エゴマの葉には規格品と規格外品があります。スーパーで見かけるものは規格品で、1枚1.5グラムぐらいの葉が10枚入りで販売されています。それ以外の大きさがふぞろいなものや、形が整っていないものを規格外品とし、量り売りしています。規格品は比較的軟らかく、食べやすくて人気があるのですけれども、規格外品はそれほど需要がなかったことから、その分の生産を減らしたことで、生産量が落ちた計算になっています。

村上委員 工場を廃止する理由として、(1)概要に空調やLEDなどの老朽化が著しいと記載がありますが、これらの設備はもう壊れているのですか。それとも今後壊れそうだということですか。

環境政策課長 ここ数年間にLEDは故障して交換していますし、空調も既に更新しております。

村上委員 空調やLEDの法定耐用年数は何年ですか。

環境政策課長 すみません、把握しておりません。後ほどでもよろしければ……

村上委員 業務用の空調は13年から15年です。それよりも早く故障したということであれば、説明してもらわないと、あれっと思います。  
本来の稼働予定年数は何年であったのか、なぜ稼働から10年ほどで著しく老朽化してしまったのかを説明してほしいのです。使い方に問題があるのではないかと思うのですが、そのあたりを説明してください。

環境政策課長 植物工場では一年中、24時間、設備を稼働していることが老朽化を早める原因であるとは思います。

私が耐用年数を把握しておりませんので、それ以上のことは今は申し上げられないです。申し訳ありません。

村上委員 耐用年数もそれほど短いわけではありませんし、エアコンは止めたほうがかえって壊れやすいのですが、ずっと稼働していることが老朽化の原因と言えるのでしょうか。現場を見られたのかどうかは分かりませんが、ちゃんと使われていたのかどうかを確認して、このような理由で老朽化が進んだのだと思いますという説明ぐらいは欲しいと思っております。  
もう1つ質問があります。この施設は、6次産業化によるエゴマの特産化と山田地域の振興を目的にしているのです。  
山田地域の振興はどうなりましたか。

環境政策課長 この事業には、山田地域での高齢者の雇用創出、新しい産業の育成という目標がありました。工場では実際に山田地域の高齢者を数名雇用されていました。また、露地栽培の面積については工場稼働前の平成25年度は1ヘクタール弱、九十数アールでしたが、令和6年度には4.5ヘクタールまで拡大されており、農業の振興に役立っていると思います。  
また、工場の稼働以来、全国から40件以上の視察があり、山田地域の知名度の向上や観光施設、温泉施設等の利用などの波及効果があったものと思っております。

村上委員 先ほどお答えがなかったのですが、稼働予定年数は、当初、どのくらいの期間を見込んでおられたのですか。

環境政策課長 それは設備の稼働予定年数ですか、それとも工場の稼働予定年数ですか。

村上委員 目的を達成するための稼働予定年数ということです。山田地域の振興や、エゴマの特産化などの目的があると思いますが、その目的を達成するためには20

年必要だけれども、例えば機械の耐用年数を考えたら稼働できるのは10年ぐらいだと。そうであれば、目的の達成も10年という設定があったと思うのです。牛岳温泉植物工場の建設に関する議案には私も賛成しており、結果がどうなったのかを知ることは責務だと思っていますので聞いているのですが、当初は工場を何年ぐらい稼働する予定だったのですか。当時の担当者がいないから分からぬかもしませんが、工場を10年稼働して、予定どおり目的を果たしたのか、それとも、工場が駄目になったから廃止するのか、委員会資料からは理解できませんので、そこのところを教えていただきたいのです。

**環境政策課長** 当時の本会議や委員会では、何年で目的を達成するのかは言っていないのではないかと思いますので、お答えしようがありません。ただし、当時の本会議で、3年ぐらいで工場の生産を軌道に乗せたいというような話をしていました。先ほど生産実績を申し上げましたが、実際に3年ぐらいで生産を軌道に乗せたと思います。

**村上委員** 委員会資料から読み解けることと今のお答えなどから、栽培に必要な設備である空調やLEDが、耐用年数を経過していないけれども駄目になってきたと。管理がよかつたのかどうかは分からぬけれども、一年中、24時間稼働していたことが老朽化の主たる原因だと考えていると理解したのですが、よろしいですか。

**環境政策課長** そう思っていただければ結構でございます。

**赤星委員** この工場の建設にかかった費用は幾らでしたか。

**環境政策課長** この工場は環境未来都市のリーディングプロジェクトとして建設されたのですが、建設費は設計費を含めて約3億5,000万円です。財源の内訳としては、半分が環境未来都市の補助金、残りの半分は起債で賄っています。

なお、起債については、過疎債という交付税措置率が非常に高いものを使っていまして、富山市の実質負担額としては6,000万円ぐらいになるかと思います。

赤星委員 過疎債の返済はまだ続いているのですか。

環境政策課長 過疎債の返済期間は12年と決まっており、既に終わっています。

赤星委員 植物工場は富山市の施設ですか。

環境政策課長 工場は富山市の財産です。

赤星委員 運営してきたのは民間企業ですか。

環境政策課長 民間企業に運営を委託していました。

赤星委員 年間の維持費や、これまでにかかった修繕費用は分かりますか。

環境政策課長 年間の運営費は1,000万円から1,500万円程度かかっており、また、修繕費用の総額は1億6,000万円ほどになります。

赤星委員 先ほど栽培実績をお答えになりましたけれども、売上額にすると幾らになりますか。

環境政策課長 売上額につきましては、合計で3,000万円になります。

赤星委員 10年間でということですか。

環境政策課長 工場の稼働開始から令和6年度までになります。

赤星委員 工場を廃止した後は、工場を解体して更地にするのでしょうか。

**環境政策課長** 今のところ、建物の有効な利用方法が考えられないものですから、将来的に解体を予定しています。

**舎川委員** 売上額が合計 3,000 万円という話がありましたけれども、エゴマの市場を拡大させたことや、市民、県民の健康意識を向上させたことは金額以上に高く評価されるものだと思います。  
工場は将来的に解体するということでしたけれども、この工場に勤めておられた方々の今後の進路などについて何か伺っておられますか。

**環境政策課長** 工場では委託事業者の従業員 13 名が働いておられました。このうち、2 名は高齢のため退職され、残りの方は委託事業者のグループ会社などに転職されるなど、今後の進路は決まっているという状況です。

**舎川委員** 工場は廃止になりますけれども、富山市はエゴマをどうしていくのか、今後の方向性を教えてください。

**環境政策課長** エゴマの普及につきましては、えごま 6 次産業化推進グループを中心に進めていきますが、今後も市ホームページ、SNS、フェイスブック、インスタグラム等での情報発信や、市内外のイベントを通じて富山のエゴマを P R していくことを考えています。  
また、今年度は、農林水産部が毎年 11 月に実施しているワンデージャックフェスタや、広報課が毎年実施している首都圏でのプロモーション活動のイベントに富山県出身の俳優をお招きして富山のエゴマを P R していただくことも考えております。

**委員長** ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、環境部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

**赤星委員** 本年 7 月 31 日に開かれました富山市環境審議会で説明されたことや、配布されました資料の中から何点かお伺いしたいと思います。  
まず、令和 5 年度における本市のごみ処理経費は年

額28億円余りで、市民1人当たりの年間のごみ処理経費は、中核市62市中2番目に低い約7,000円となっております。なお、中核市平均は1万5,300円で、富山市は中核市平均より随分安いということになっています。

なぜ有料化するのかと理由をお聞きしても答弁がちよつとかみ合わないと思いますので、今回は具体的なことをお聞きしたいと思います。

有料化後の市の手数料収入の試算では、歳入が6億6,690万円、歳出が3億1,453万7,000円となっております。

また、手数料収入の使途として、専用ごみ袋の作成や手数料の徴収に係る費用に充てるほか、さらなるごみ減量化に相乗効果をもたらす施策に活用すると記載されておりますが、詳細について教えてください。

廃棄物対策課長 市の手数料収入の収支約3億5,000万円の使途につきましては、配布した資料にもお示ししておりますが、基本的には、資源循環型社会の形成や地域振興関連事業、社会的要請による支援事業に充てます。

中でも、高齢者等ごみ出し支援事業については、ぜひとも実施したいと考えております。

また、現在の生活保護世帯の保護費には、ごみ袋が有料になった場合の対応が反映されていないものですから、その支援もしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

あとは、コンポスト等の普及啓発などごみを減らすための活動支援や地域環境美化活動等、集団回収活動への支援を考えております。

3億5,000万円の使途を具体的にどのような配分にするのかについては、今後の予算要求等の過程や、また、市民の皆様と交流する場を設け要望をお聞きする中で考えてまいります。

赤星委員 今お聞きしたソフト事業だけで3億5,000万円もかかるのかと非常に疑問に思っているのですけれ

ども、どうでしょうか。

廃棄物対策課長 単年度で3億5,000万円の収支があるから、それを単年度で使い切るという考え方ですと、結局、財政が肥大化するだけになりますので、今、環境部で実施している事業の一部に充てさせていただきたいという思いもあります。また、単年度で使用しなかった予算については、将来的な財政負担の軽減などにも充てられないかということを、今後、市民の皆さんのお意見も聞きながら考えていきたいと思っております。

赤星委員 それですと、別途増税するような形になるのではないかでしょうか。令和6年度の決算剰余金のうち18億円を財政調整基金に積み立てるという予算案件が今定例会に提出されているように、富山市はお金がないということではないのです。今、環境部で取り組んでいる事業に充てたいとのことですですが、有料化する理由にならないのではないかと思いました。  
それから、富山市環境審議会で配布された資料の2ページに、富山市民1人1日当たりの燃やせるごみと燃やせないごみの排出量が全国平均より多いとありますけれども、令和7年6月定例会の本委員会でなぜ全国平均よりも多いのかお聞きしたところ、その理由について推測をおっしゃっていました。  
また資料には、全国平均よりも多い理由について書いてありますと、1点目に世帯の収入が多く、世帯の消費支出が多いとあります。2点目に持家率が高く、敷地面積も広いことから、座布団やクッションなどの室内装備品の支出が多いとあります。座布団やクッションを頻繁にごみとして出しているのではないかと思います。  
また、園芸用品の支出が多いとありますが、家の周りをコンクリートで固めて草1本生えないようにしている方もおられますし、本当にそうなのかなと思います。  
3点目に、共働き世帯が多いことから、惣菜や材料セット、冷凍食品への支出が多いと書かれています。

惣菜や冷凍食品の容器包装は、一部に紙のものもありますが、プラスチックや食品トレーが多いのです。今は、プラスチックは資源一括回収していますし、食品トレーも拠点回収しております。ごみ集積所にごみを出しに行きますと、プラスチックや食品トレーが全部燃やせるごみに入れられているのを見かけます。だから、分別の徹底についてもっと啓発しなければいけないし、そのような取組が全く足りていないのではないかと思います。

家庭ごみの排出量が多い本当の理由を調査するお考えはないのでしょうか。

**廃棄物対策課長** 委員御指摘のとおり、本市のごみ排出量が多い理由として大きく3つ挙げさせていただいておりますが、基本的には推測の域を出ていないものと考えております。

ただし、家計調査等のデータなどを基に分析しており、一定程度、信頼できるものと思っております。また、地域の住民説明会などでこのようなお話をさせていただくのですが、惣菜や冷凍食品の容器のごみ排出量が多いといったことについて、市民の皆様には納得していただいているところです。

世帯の収入が多いことや持家が大きいことは悪いことではないのですが、やはり家のスペースが大きいと、家具などを購入し、どうしても大きいごみが出てしまうのではないかと思っております。

他市町村の例もいろいろ勉強させていただいているのですが、ごみの排出量が多い背景を学術的に分析している自治体があまりないので、市民の方が納得できるような理由について、市民の皆様などと意見交換を交えながら今後も引き続き考えていくたいと考えております。

**赤星委員** やっぱり推測の域を出ていないということですね。富山市民は収入が多いから物をたくさん買って、たくさん捨てているのかと言うと、そうではありません。ごみを分別している人はきちんと分別しています。しかし、分別意識の低い方がまだいらっしゃい

ますので、分別についてもっと啓発してほしいのです。

本委員会の県外視察で環境部長と一緒に国分寺市に行きました。国分寺市は多摩地域の市長会で家庭ごみ有料化の方向を決め、有料化されたということですけれども、戸別回収の実施など、家庭から出される燃やせるごみや燃やせないごみの排出量を減らす様々な取組を本当に細かく実施しておられることが分かりました。

例えば、生ごみを有料のごみ袋に入れて捨てるのではなく、登録制の拠点収集において無料で回収し堆肥化する取組や、ぬいぐるみやかばん、ベルトも拠点収集して、海外に輸出してリユースしてもらう取組を実施しておられます。

だから、富山市のごみ排出量を減らす取組は本当にまだまだ足りていないと思っております。

環境部長はどう思っておられるのか、視察の感想も含めて一度お聞きしたいです。

環境部長

国分寺市では富山市にはない取組もたくさん実施されており、非常に勉強になったと思っています。家庭ごみ有料化は最終地点ではなくて通過点だと私は思っていますし、有料化をするかどうかは関係なく、ごみの減量化を進めていかなければならぬと。だから、有料化したから減量化を止めるのではなくて、これらの取組を複合して継続的に進めていかないとごみの排出量は減らないと思っています。今のところ、有料化ありきということではないのですけれども、減量化と有料化と一緒に進めていきたいということが富山市の思いであって、ごみの排出量をゼロにすることが究極の目標だと思うのです。ごみの排出量がゼロになることは絶対にないのですけれども、何があろうと、これらの取組を並行して進めていきたいというのが今の富山市の考え方であります。このようなことから、有料化が必要かどうかは今後皆さんのお意見を伺いながら進めていきたいので、今後とも忌憚のない御意見をいただきたいと思っています。

赤星委員

もう1点、市民1人1日当たりの燃やせるごみと燃やせないごみの排出量の推移が資料に記載されております。平成26年度は577グラムでしたが、令和5年度には527グラムまで減ってきております。けれども、全国平均は平成26年度の521グラムから令和5年度には475グラムと、もっと減っています。これは令和5年度の数値ですから、直近はどれだけなのかということも示していただきたいのですが、データは出ますか。

廃棄物対策課長

令和6年度の富山市民1人1日当たりの燃やせるごみと燃やせないごみの排出量は516グラムで、昨年度よりも11グラム減っているところでございます。  
全国平均はまだ集計中ですので、対比として出すことはできない状況でございます。  
全国平均の数値が公表され次第、直近の富山市の状況も含めて説明会などで御説明してまいりたいと思っております。

赤星委員

昨年、私は、地元で開催されたごみの分け方、出し方の出前講座に出席させていただきました。  
その出前講座で、どうすれば家庭ごみをもっと減らせるのかという質問をしたところ、生ごみに水分が多く含まれているので一絞りしていただくとかなり違いますというお答えがありました。ごみを減らす方法についての説明はそれぐらいだったかと思うのです。  
ごみを減らす方法などについて、市民のアイデアを聞いたり、意見交換したりする機会をもっと増やしてほしいのですけれども、いかがでしょうか。

環境部長

来月から市内9か所で意見交換会を開きます。そのときに御出席いただいた方々からたくさん意見を伺おうと思っています。  
また、富山市環境審議会や様々な場面を捉えて市民の皆さんのお見を聞いていこうと思っていますし、減量化や有料化のことについてもどんどんPRして

いきたいと思っています。

赤星委員 有料化ありきでは困りますので、よろしくお願ひします。

環境部長 もちろん有料化ありきではお話ししていません。今はこちらの考え方を出して意見をいただいている段階だと思っています。

村上委員 端的に言うと、有料化したらごみが減ると私の耳には聞こえるのです。そこにものすごく違和感を持ちます。

消費が多いから、要は買ってくるものが多いから他の自治体よりもごみが多いということはいずれごみになるものを買っているので、当然だと思います。例えば、富山市民のマナーが悪く、分別せずにどんどんごみを出しているからごみの排出量が多いという理由ならともかく、そうではないのであれば有料化してごみが減るという理屈はどうも納得いかないのでけれども、有料化したらごみが減るという理屈は変わらないのですか。

廃棄物対策課長 一般質問でも答弁させていただいているのですが、有料化はごみ減量化の手段の1つであり、それだけで減量化を達成しようとは思っておりません。先ほどから御指摘いただいているように、富山市の取組が足りないところは多々あると思います。

予定では、有料化までかなりの時間があります。富山市民の7割が日常から意識してごみの分別に取り組んでいただいているというアンケート結果もありますし、その取組をしっかりと続けていただけるような環境を富山市がつくることも大事だと思っております。有料化の議論と併せて、他都市の先進的な取組の中で、まだ富山市が実施していない取組もしっかりと取り入れていきたいと考えております。

村上委員 そうすると、有料化をあまり前面に出さないほうがいいのではないですか。今の説明は、ごみを減量化

するために様々な対策があるって、その中でも優先順位の低いものとして有料化があるということだと思うのですが、ごみが減らなから有料化するのだというようにどうしても聞こえます。聞こえ方と今の説明には大きなそこがあると思います。

村石委員 産業廃棄物処分業、最終処分の許可業者について質問したいと思います。

株式会社アイザック・オールが、最終処分に係る産業廃棄物処分業の許可を令和6年3月29日まで受けていることや、富山市山本字浅桐谷1-1ほかというところが処理施設になっていることは、市民から頂いた資料で分かります。

この許可は再度延長されたのか、お聞かせください。

廃棄物対策課長 産業廃棄物処分業者につきましては本市のホームページにも一覧で掲載しておりますが、株式会社アイザック・オールは、令和6年3月20日に許可が更新されており、現在の有効期限は令和13年3月29日までとなっております。

なお、参考に、平成22年に廃棄物処理法が改正されまして、優良な企業につきましては、優良産業廃棄物処理事業者認定制度という制度に基づいて、通常5年の許可期限が7年に延長されます。同社は優良ということで7年間の更新が行われているところです。

村石委員 私が持っている資料によると産業廃棄物の種類が14種類になっていますけれども、これについて変更はありませんか。

廃棄物対策課長 お持ちの資料のとおり、14種類で更新されて、変わっておりません。

村石委員 区分として、管理型埋立とあるのですけれども、管理型埋立と安定型埋立の違いについて、説明していただけますか。

廃棄物対策課長 産業廃棄物の種類は20種類ありますが、安定型は、埋立てたときに形状があまり変わらないものです。具体的に言いますと、廃プラスチック類、瓦礫類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、金属くず、ゴムくずで、そのまま埋め立てても地域への影響がそれほど大きくなきものになります。それら以外の15種類については、埋め立てる場合に地域の環境などに配慮してしっかりと管理していかなければならぬもので、それらを扱う株式会社アイザック・オールは管理型となっており、施設の基準もかなり厳しく運営されているという違いがあると考えております。

舎川委員 今、村石委員の話を聞いて思ったのですけれども、一企業の現状や免許制度について、委員会の場で確認するのはどうか思います。例えば、その企業の周辺の環境が害されているなど、社会的な問題になっている事実があれば委員会でお話ししてもいいと思うのです。一企業のことを委員会の場で確認することについては、委員長と副委員長、事務局で一度御確認いただければと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会環境部所管分を終了いたします。

午後 0時07分 休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後 1時58分 再開

委員長 総務環境委員会財務部所管分に入ります。  
財務部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

松井委員

今定例会の一般質問において公用車の法定点検の実施状況についてお聞きし、財務部長から、公用車で1年ごとの定期点検の対象となる車両285台のうち23台が未実施だったという答弁をいただきました。

その上で、再質問はしなかったので、この場で何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、スクールバスなども含めた公用車71台の定期点検が未実施だったということですが、これは道路交通法、道路運送車両法に基づく義務を怠った重大な管理不備と言わざるを得ないのではないかと。各課で管理していたため、定期点検が義務づけられていることを認識していなかつたと報道にはありましたけれども、これは組織としての管理体制に大きな問題があると思います。

この点について、責任の所在をどのように認識して、どのように是正していくのか、改めて伺います。

管財課長

松井委員が本会議でも述べられたとおり、法定点検は車検等と違って罰則規定がないことから、認識が甘かったという可能性はあるかと思っております。公用車を日常的に使用するため、業務に支障が出ないよう、会議やイベントの日程、訪問先の都合など、車検や法定点検を行う前に、様々な調整が必要となることから、本市では各所属が公用車を保有し、それぞれの所属が責任を持って管理しております。

今後のは是正という部分につきましては、財務部長が本会議でお答えしたとおり、定期点検が義務づけられていることを、安全運転に関する通知や研修会などの機会を捉えて公用車を保有する所属に周知するとともに、1つには、車両内の目立つ場所に次回の実施日を明示する措置、2つには、各所管課に車両管理の責任者と担当者を定めまして、点検の実施についての確認体制を確立し、定期点検等を確實に実施する措置を講じていきたいと考えております。

松井委員

定期点検を行っていなかったスクールバスが3台あり、即時点検を実施したと聞いておりますし、再発

防止策についても今ほど御案内をいただきましたけれども、やはり全車両を一元的に管理して、点検の実施状況をチェックする仕組みを整えてはどうかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

管財課長

まず、公用車については、定期点検と日常点検を実施することが法律で定められております。公用車を一元管理することにより、目の行き届かない車両については形式的な点検になるおそれがあると思っております。

例えば、本市の公用車は全体で1,000台近くあり、そのうち各所属が市役所本庁舎で管理している公用車だけでも190台あります。その全ての日常点検を1つの部署で行うことは非常に困難であり、道路運送車両法の趣旨である車両の安全性の確保を達成できるとは考えておりません。

このことから、引き続き各課で責任を持って管理していくことを基本としますが、管財課におきましても、各課の点検の予定表の提出や実施状況についての報告を求めるなど、実効性のある体制づくりをしていきたいと考えております。

松井委員

定期点検が行われていない車両で事故が発生した場合は、市の法的責任と保険の対応についてはどのようになるのか、お聞かせください。

管財課長

まず、保険対応につきましては、業務を委託している一部の公用車を除き、公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険に加入しております、そちらに定期点検を実施していない車両で事故が発生した場合はどうなるのかをお聞きしたところ、定期点検の未実施による免責はないということでした。

次に、交通事故の原因は、運転操作や速度、信号機の有無や色、一旦停止の有無など様々な道路状況があり、警察の捜査により特定され、法的責任につきましては司法が判断するため、お答えできません。

松井委員

いずれにしろ、今回のNHKの受信料未払いもそう

ですし、認識不足で済まされるものではないと思いますので、法定点検をしっかりと受けていただくように、よろしくお願ひいたします。

尾上委員 本市の公用車は特殊なものを除いてリースになっていると思っているのですけれども、リースができない車にはどのようなものがあるのですか。

管財課長 公用車には、乗用車だけではなく、小型特殊自動車や除雪車もあります。  
ほとんどの公用車はリースができると思っているのですけれども、除雪車や道路パトロール車、救急車、消防車などをリースするのはちょっと難しいと伺っています。

尾上委員 なぜそのようなことを聞いたのかというと、リースをすれば法定点検の未実施というミスが十分に防げると思っております。今は飛行機もリースする時代となっておりますので、特殊な自動車であっても、リース会社と話をすればリースができるのではないかでしょうか。リースであれば、6か月点検、1年点検、車検を実施せずに期限を過ぎてしまうことは絶対にないと思うので、公用車はなるべくリースにしていただければと思います。検討してください。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務環境委員会財務部所管分を終了いたします。  
これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和7年9月定例会の総務環境委員

会を閉会いたします。

令和7年9月定例会  
総務環境委員会記録署名

委員長 金谷幸則

署名委員 村上和久

署名委員 金厚有豊